別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
１	監督対象子会社の名称	
２	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額	
３	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨	
４	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合	
５	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職	
６	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	
７	施行規則第２２条の１０第１号に定める設備部門	
８	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	経営上の秘密の観点から非公表
９－１	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
９－２	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
１０	施行規則第２２条の１０第１４号の規定により行った監視の結果	
１１	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	

監督対象子会社の名称

1	株式会社ＮＴＴ東日本－南関東
2	株式会社ＮＴＴ東日本－関信越
3	株式会社ＮＴＴ東日本－東北
4	株式会社ＮＴＴ東日本－北海道
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
6	株式会社ＮＴＴ東日本サービス
7	ＮＴＴタウンページ株式会社
8	テルウェル東日本株式会社
9	株式会社ＮＴＴネクシア
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション
11	ＮＴＴ印刷株式会社
12	日本テレマティーク株式会社
13	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
14	ネクストモード株式会社
15	株式会社ＮＴＴ　ｅ－Ｄｒｏｎｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
16	ＮＴＴイーアジア株式会社
17	株式会社ＮＴＴアグリテクノロジー
18	株式会社ＮＴＴ　Ｒｉｓｋ　Ｍａｎａｇｅｒ
19	株式会社ＮＴＴｅ－Ｓｐｏｒｔｓ
20	株式会社アイ・エス・エス
21	株式会社リブリーフ
22	株式会社ＮＴＴ　ＲＥＣ

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

１．株式会社ＮＴＴ東日本－南関東

委託した業務の内容			委託額
電気通信業務	営業業務	営業企画業務、販売業務等	[redacted]
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、ＳＩ受託業務等	

２．株式会社ＮＴＴ東日本－関信越

委託した業務の内容			委託額
電気通信業務	営業業務	営業企画業務、販売業務等	[redacted]
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、ＳＩ受託業務等	

３．株式会社ＮＴＴ東日本－東北

委託した業務の内容			委託額
電気通信業務	営業業務	営業企画業務、販売業務等	[redacted]
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、ＳＩ受託業務等	

４．株式会社ＮＴＴ東日本－北海道

委託した業務の内容			委託額
電気通信業務	営業業務	営業企画業務、販売業務等	[redacted]
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、ＳＩ受託業務等	

５．株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

委託した業務の内容			委託額
電気通信業務	営業業務	営業企画業務、販売業務等	[redacted]
	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		ＳＩ受託業務等	

６．株式会社ＮＴＴ東日本サービス

委託した業務の内容	委託額
１１６受付、加入権業務　等	[redacted]

７．ＮＴＴタウンページ株式会社

委託した業務の内容	委託額
電話帳発行、タウンページ情報販売　等	[redacted]

８．テルウェル東日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
電報受付・配達、公衆電話キャビネット等の設置・保守業務　等	[redacted]

９．株式会社ＮＴＴネクシア

委託した業務の内容	委託額
注文受付業務、番号案内　等	[redacted]

１０．株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

委託した業務の内容	委託額
テレホンカード販売　等	[redacted]

１１．ＮＴＴ印刷株式会社

委託した業務の内容	委託額
請求書等印刷　等	[redacted]

１２．日本テレマティーク株式会社

委託した業務の内容	委託額
システム保守・運用業務　等	[redacted]

１３．エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

委託した業務の内容	委託額
無線サービスの運用、保守業務　等	[redacted]

１４．ネクストモード株式会社

委託した業務の内容	委託額
クラウドサービスの構築業務　等	[redacted]

１５．株式会社ＮＴＴ　ｅ－Ｄｒｏｎｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ

委託した業務の内容	委託額
通線ドローンの運搬、パイロット派遣　等	[redacted]

１６．ＮＴＴイーアジア株式会社

委託した業務の内容	委託額
保全系システム開発・保守　等	[redacted]

１７．株式会社ＮＴＴアグリテクノロジー

委託した業務の内容	委託額
農業技術の企画検討、農業用生産設備の設置　等	[redacted]

１８．株式会社ＮＴＴ　Ｒｉｓｋ　Ｍａｎａｇｅｒ

委託した業務の内容	委託額
セキュリティ認証取得支援・セミナー　等	[redacted]

１９．株式会社ＮＴＴｅ－Ｓｐｏｒｔｓ

委託した業務の内容	委託額
プロモーションの企画　等	[redacted]

２０．株式会社アイ・エス・エス

委託した業務の内容	委託額
貨物寄託　等	[redacted]

２２．株式会社リブリーフ

委託した業務の内容	委託額
クラウドサービス開発に係る調査　等	[redacted]

２１．ＮＴＴ　ＲＥＣ株式会社

委託した業務の内容	委託額
ＳＩ受託等におけるキッティング　等	[redacted]

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

	会社名	再委託
1	株式会社ＮＴＴ東日本－南関東	あり
2	株式会社ＮＴＴ東日本－関信越	あり
3	株式会社ＮＴＴ東日本－東北	あり
4	株式会社ＮＴＴ東日本－北海道	あり
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	あり
6	株式会社ＮＴＴ東日本サービス	あり
7	ＮＴＴタウンページ株式会社	あり
8	テルウェル東日本株式会社	あり
9	株式会社ＮＴＴネクシア	あり
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション	あり
11	ＮＴＴ印刷株式会社	あり
12	日本テレマティーク株式会社	あり
13	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	あり
14	ネクストモード株式会社	あり
15	株式会社ＮＴＴ ｅ－Ｄｒｏｎｅ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	なし
16	ＮＴＴイーアジア株式会社	あり
17	株式会社ＮＴＴアグリテクノロジー	あり
18	株式会社ＮＴＴ Ｒｉｓｋ Ｍａｎａｇｅｒ	あり
19	株式会社ＮＴＴｅ－Ｓｐｏｒｔｓ	あり
20	株式会社アイ・エス・エス	あり
21	株式会社リブリーフ	なし
22	株式会社ＮＴＴ ＲＥＣ	なし

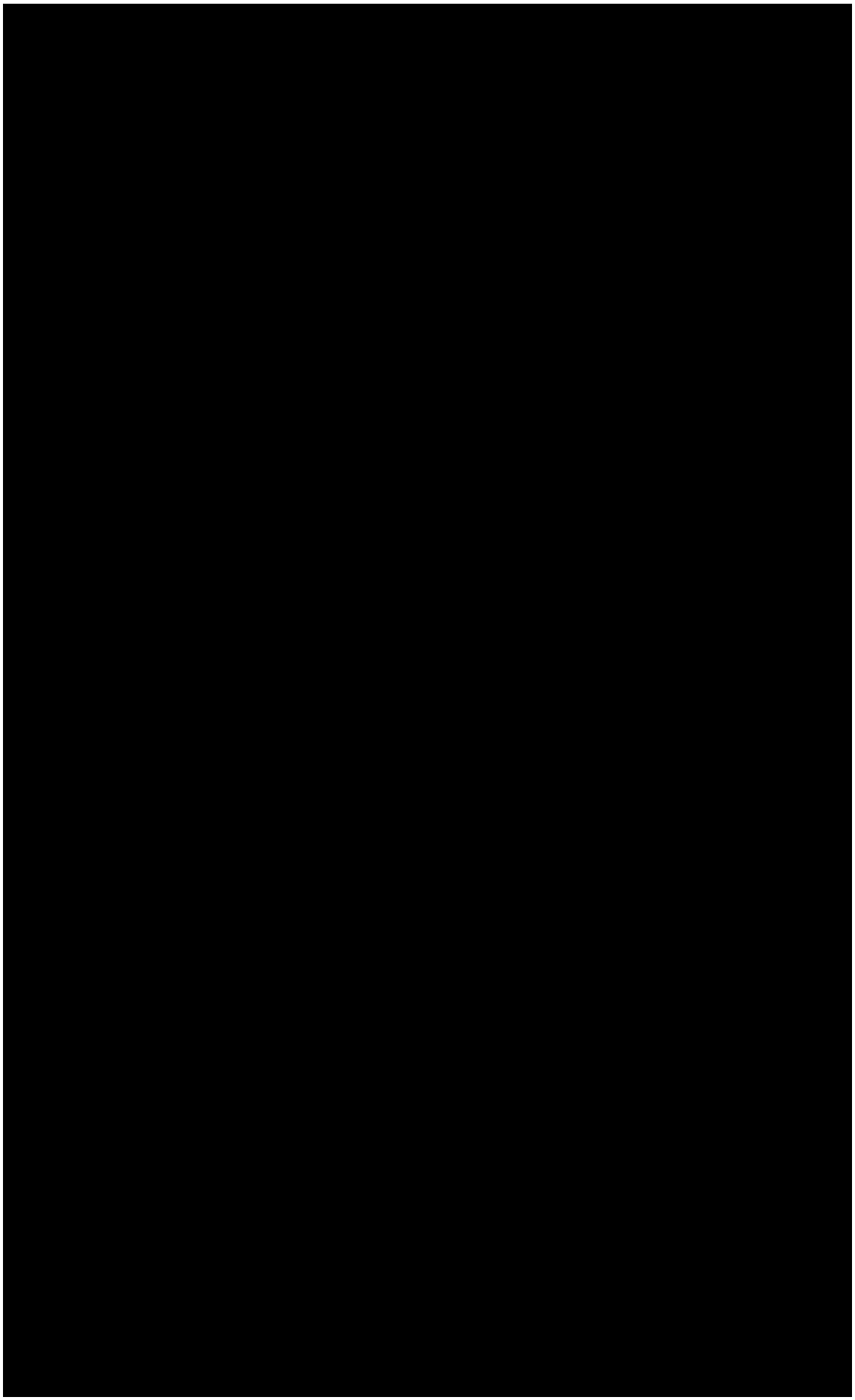
監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

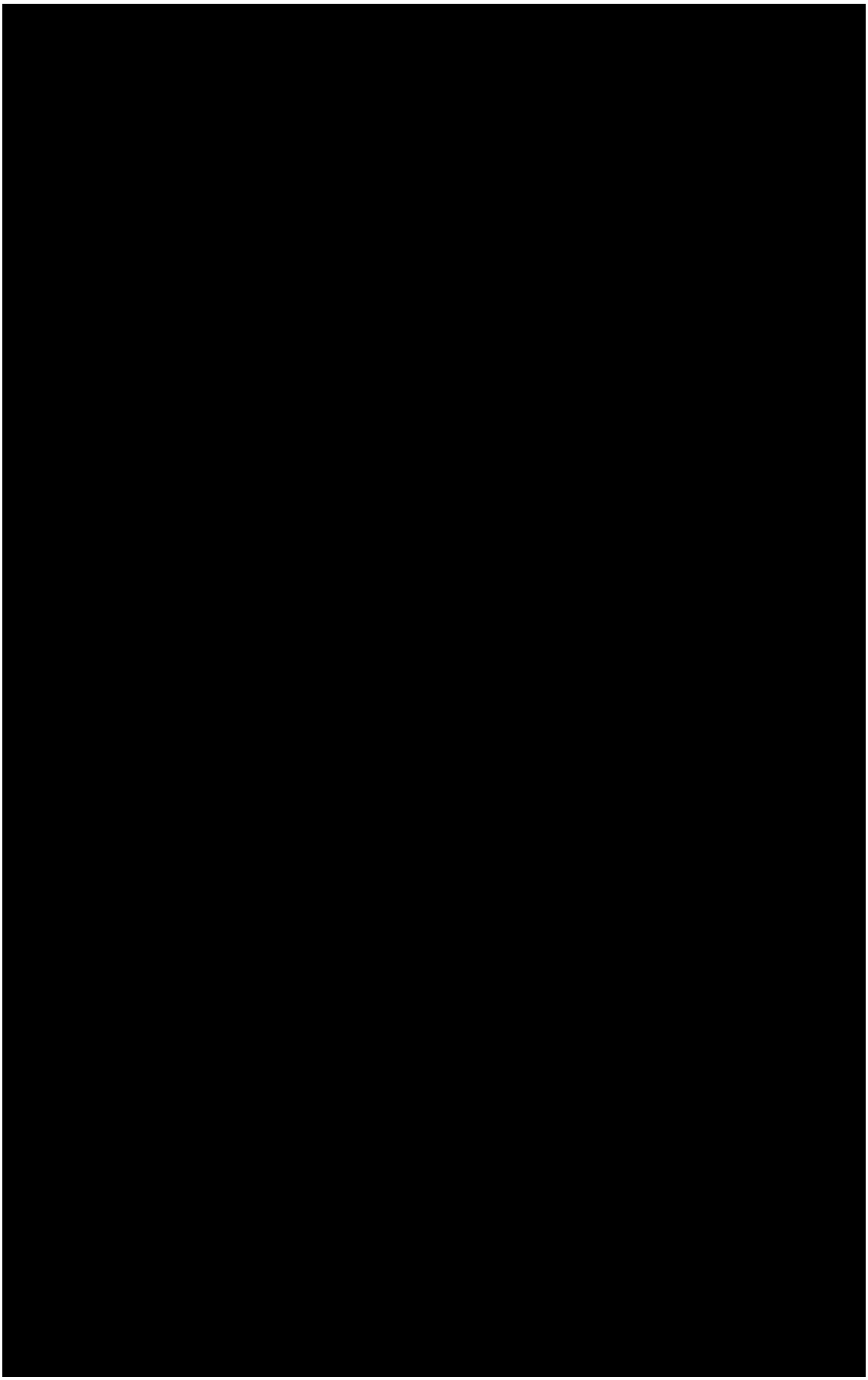
会社名		自己及び子会社	議決権の割合
1	株式会社ＮＴＴ東日本－南関東	NTT東日本株式会社	100%
2	株式会社ＮＴＴ東日本－関信越	NTT東日本株式会社	100%
3	株式会社ＮＴＴ東日本－東北	NTT東日本株式会社	100%
4	株式会社ＮＴＴ東日本－北海道	NTT東日本株式会社	100%
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	NTT東日本株式会社	100%
6	株式会社ＮＴＴ東日本サービス	NTT東日本株式会社	100%
7	ＮＴＴタウンページ株式会社	NTT東日本株式会社	100%
8	テルウェル東日本株式会社	NTT東日本株式会社	91.67%
9	株式会社ＮＴＴネクシア	NTT東日本株式会社	85.84%
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション	NTT東日本株式会社	82.68%
11	ＮＴＴ印刷株式会社	NTT東日本株式会社 (40.50%) ＮＴＴタウンページ株式会社 (20.23%)	60.73%
12	日本テレマティーク株式会社	NTT東日本株式会社	51.00%
13	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	NTT東日本株式会社	51.00%
14	ネクストモード株式会社	NTT東日本株式会社	51.00%
15	株式会社ＮＴＴ ｅ－Ｄｒｏｎｅ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	NTT東日本株式会社	51.00%
16	ＮＴＴイーアジア株式会社	NTT東日本株式会社	100%
17	株式会社ＮＴＴアグリテクノロジー	NTT東日本株式会社	92.86%
18	株式会社ＮＴＴ Ｒｉｓｋ Ｍａｎａｇｅｒ	NTT東日本株式会社	80.00%
19	株式会社ＮＴＴ ｅ－Ｓｐｏｒｔｓ	NTT東日本株式会社	55.00%
20	株式会社アイ・エス・エス	NTT東日本株式会社	52.94%
21	株式会社リブリーフ	NTT東日本株式会社	51.00%
22	株式会社ＮＴＴ ＲＥＣ	NTT東日本株式会社	52.17%

自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は
当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

１．株式会社ＮＴＴ東日本－南関東

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	







２．株式会社ＮＴＴ東日本－関信越

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

３．株式会社ＮＴＴ東日本－東北

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

４．株式会社ＮＴＴ東日本－北海道

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

５．株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

６．株式会社ＮＴＴ東日本サービス

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

７．ＮＴＴタウンページ株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

８．テルウェル東日本株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

９．株式会社ＮＴＴネクシア

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１０．株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１１．ＮＴＴ印刷株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１２．日本テレマティーク株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１３．エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１４．ネクストモード株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１５．株式会社ＮＴＴ　ｅ－Ｄｒｏｎｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１６．ＮＴＴイーアジア株式会社

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１７．株式会社ＮＴＴアグリテクノロジー

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１８．株式会社ＮＴＴ Ｒｉｓｋ Ｍａｎａｇｅｒ

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

１９．株式会社ＮＴＴｅ－Ｓｐｏｒｔｓ

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

２０．株式会社アイ・エス・エス

該当なし

２１．株式会社リブリーフ

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

２２．株式会社ＮＴＴ　ＲＥＣ

ＮＴＴ東日本株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[redacted]	

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT東日本−南関東

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2014.7.1 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2014.7.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.16～2026.2.3
	禁止行為に関するe−ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.10.31 2026.3.1～2026.4.24
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画部　経営企画部門　業務推進担当）	2025.9.22～2026.2.13 2026.5.11～2026.5.29
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.9.22～2026.2.13
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.5.11～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT東日本−関信越

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2014.7.1 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2014.7.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.18～2026.2.19
	禁止行為に関するe−ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.8～2025.9.26 2026.3.9～2026.3.27
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部　企画部門　財務担当）	2025.10.6～2025.10.10 2026.5.11～2026.5.29
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.10.6～2025.10.10
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.5.11～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	−

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT東日本−東北

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2014.7.1 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2014.7.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.4～2026.2.16
	禁止行為に関するe−ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.9.24 2026.3.3～2026.3.19
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部　企画部門　財務担当）	2025.9.8～2025.9.12 2026.5.11～2026.5.29
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.9.8～2025.9.12
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.5.11～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT東日本−北海道

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.26～2026.2.6
	禁止行為に関するe−ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.9.25 2026.3.1～2026.3.25
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部　企画部門　財務担当）	2025.12.8～2025.12.12 2026.5.11～2026.5.29
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.12.8～2025.12.12
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.5.11～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.22～2026.2.12
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.2～2025.9.19 2026.3.9～2026.3.23
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：内部監査部）	2025.6.23～2025.7.3
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.7.7～2026.3.31
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.5.11～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT東日本サービス

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2014.7.1 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2014.7.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2014.7.1 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2014.7.1
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.29
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.1～2025.8.31 2026.2.1～2026.2.28
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部　経営企画部門　監査担当）	2025.4.1～2025.9.30 2025.10.1～2026.3.31
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.10.14～2025.10.17
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：NTTタウンページ株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.31
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.8.5
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.15～2026.1.20
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.9.2 2026.4.21～2026.4.30
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：総務人事部）	2025.7.1～2025.9.30 2026.2.1～2026.2.9
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.7.14～2025.7.18
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：テルウェル東日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：取締役経営企画部長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.5～2026.2.6
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.9.24 2026.3.2～2026.3.27
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：法務監査部　業務監査室）	2025.5.12～2026.2.18
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2026.1.13～2026.1.16
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTTネクシア

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：：2016.10.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2016.10.1 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.19～2026.1.22
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.22～2025.11.7 2026.3.29～2026.4.13
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：内部監査室）	2025.4.1～2025.9.30 2025.10.1～2026.3.31
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.7.7～2025.7.11
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.6.13
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.30
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.1 2026.2.2
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：事業推進部　法務担当）	2025.11.14～2025.11.21 2026.4.1～2026.4.17
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.7.14～2025.7.18
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：NTT印刷株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2015.4.1 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2014.10.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2012.1.18 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2012.1.18
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.19～2026.1.23
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.31～2025.9.1 2026.2.28～2026.3.12
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：経営企画部　法務考査担当）	2025.9.9～2025.10.30 2026.2.10～2026.4.15
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.9.1～2025.9.5
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：日本テレマティーク株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2019.7.1 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2019.7.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2019.7.1 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2019.7.1
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.3.2
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.25～2025.9.1 2026.2.23～2026.3.1
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：経営企画部　事業基盤グループ）	2025.7.22～2025.7.25 2026.4.15～2026.5.13
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.7.22～2025.7.25
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2020.6.11 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2020.6.11 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2020.6.11 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2020.6.11
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.26～2026.1.29
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.9.30 2026.3.1～2026.3.31
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部　総務部門　コンプライアンス担当）	2025.7.15 2025.10.15 2026.1.20 2026.4.14
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.9.22～2025.9.26
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：ネクストモード株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2020.9.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2020.10.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2020.10.1 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2020.10.1
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.9
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.29 2026.2.27
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：経営戦略本部　企画部）	2025.10.10～2025.10.20 2026.4.16～2026.4.22
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.10.27～2025.10.31
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT　e－Drone　Technology

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2022.5.20 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2022.5.20 改定：2025.7.25
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2022.5.20 改定：2025.7.25
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2022.5.20
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.14
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.29～2025.9.1 2026.2.27～2026.3.2
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部）	2025.8.29～2025.9.1 2026.2.27～2026.3.2
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2026.2.24～2026.2.27
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	－

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：NTTイーアジア株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2023.10.30 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2023.11.1 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2023.11.1 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2023.11.1
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.23～2026.1.26
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.10～2025.9.25 2026.3.9～2026.3.25
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：戦略企画部）	2025.9.1～2025.9.15 2026.3.1～2026.3.15
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.12.15～2025.12.19
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTTアグリテクノロジー

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2024.4.26 改訂：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2024.4.26 改定：2025.9.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2024.4.26 改定：2025.9.10
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2024.4.26
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.16
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.25～2025.8.29 2026.2.19～2026.2.25
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：コーポレートマネジメント部）	2025.8.25～2025.8.29
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2026.2.16～2026.2.20
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT Risk Manager

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2024.5.10 改訂：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2024.4.24 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2024.4.24 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2024.4.24
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.7
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.8.1～2025.8.31 2026.2.1～2026.2.28
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：企画総務部）	2025.8.1 2026.2.2
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.11.25～2025.11.28
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTTe－Sports

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2024.5.31 改訂：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2024.5.31 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2024.5.31 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2024.5.31
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.4
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.9.1～2025.9.8 2026.3.1～2026.3.8
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：経営企画部）	2026.3.9～2026.3.13
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2026.2.9～2026.2.13
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	－

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社アイ・エス・エス

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2025.3.31 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2025.3.12 改定：2025.7.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2025.3.12 改定：2025.7.1
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役）	2025.3.12
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.12.18～2026.1.28
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2025.4.1～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2025.10.8 2026.3.23～2026.4.9
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.4.1～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：経営企画部）	2025.9.18～2025.9.19
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.9.16～2025.9.19
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社リブリーフ

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2025.10.27 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ（2）①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2024.10.22 改定：2025.5.8
公正競争マニュアル 【ロ（2）①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2025.10.27
禁止行為管理責任者 【ロ（2）②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2024.10.22
教育研修の実施 【ロ（2）③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.2.4
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.29～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ（2）④】	事前確認の実施	2025.10.27～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.27
再委託先管理 【ロ（2）⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2025.10.27～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ（2）⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：コーポレート部）	2026.2.27
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ（2）⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.12.1～2025.12.5
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料6

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の10　第2号関連）

社名：株式会社NTT REC

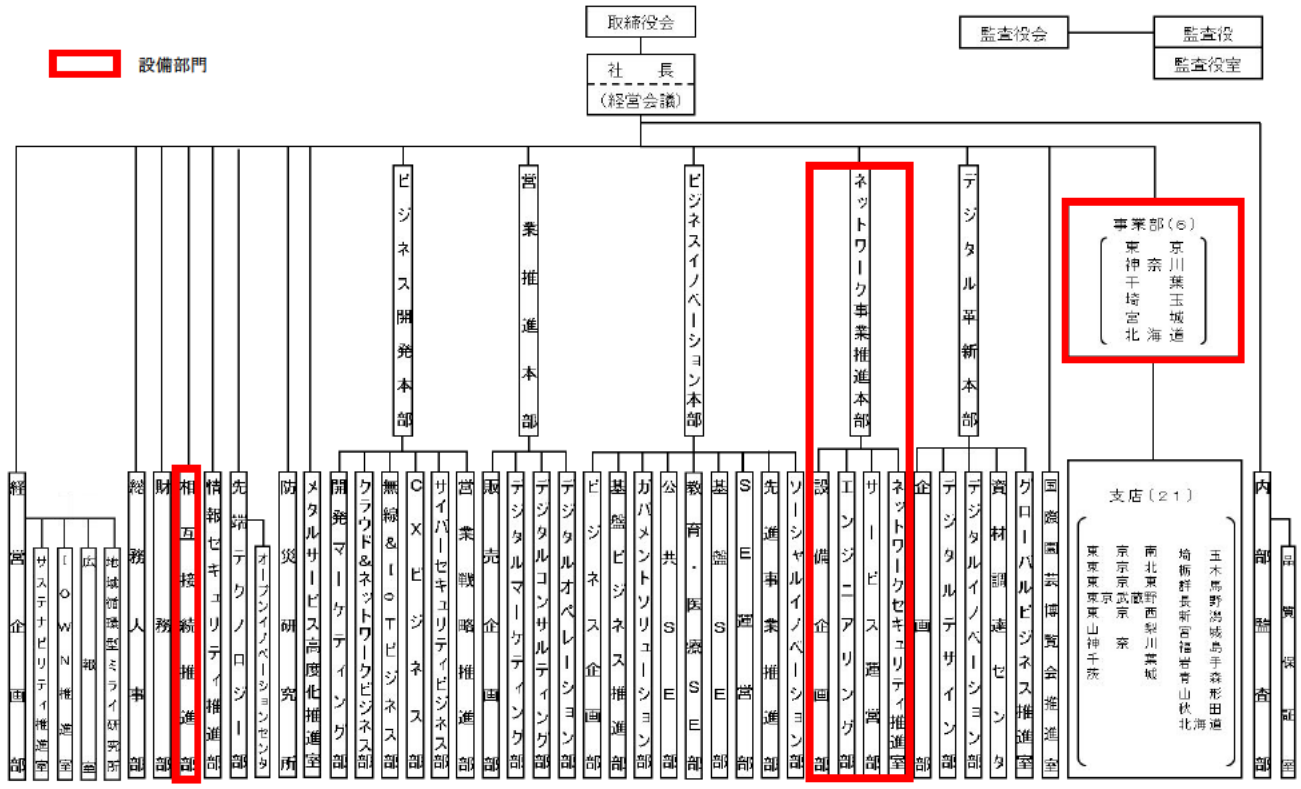
項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結：2026.1.13 改定：なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定：2026.1.8 改定：なし
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定：2026.1.13 改定：なし
禁止行為管理責任者 【ロ(2)②】	禁止行為管理者の配置 （禁止行為管理者：代表取締役社長）	2026.1.8
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.3.3～2026.3.6
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.15～2026.3.31
事前確認・事後点検の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2026.1.15～2026.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.26～2026.2.27
再委託先管理 【ロ(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2026.1.15～2026.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 （実施部門：経営企画部）	― （2026.9～12月実施予定）
NTT東日本の監査部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2026.3.16～2026.3.26
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2026.4.23～2026.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	―

別添資料７

施行規則第２２条の７第１号に定める設備部門

	組織名称	
設備部門	相互接続推進部	
	ネットワーク事業推進本部	設備企画部
		エンジニアリング部
		サービス運営部
		ネットワークセキュリティ推進室
	事業部	設備部

設備部門の組織



各事業部における設備部を設備部門としています

別添資料９－１

（東）電気通信事業法施行規則　第 22 条の 11 第３号トに基づく報告
（電気通信事業法施行規則 第 22 条の 10 第 11 号＜他社手続＞関連）

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

・他社から２０１１年１１月３０日以降に申込まれ、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数（①申込日（※１）～回答日（※２）、②申込日～提供可能日（※３）、③申込日～工事完了日（※４））

※１　他社から手続の申込みがあった日。

※２　当社が提供可能日等（事前調査においては、接続の可否等）を回答した日。なお、第２１条（接続申込み）に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。

※３　最短で接続を開始することが可能となる日。なお、中継ダークファイバ、波長分割多重回線及び局内ダークファイバについては、接続を開始することが可能となる最長日とする。

※４　接続に係る工事が完了した日。

※５　情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等		件数	平均日数		
			①申込日～回答日	②申込日～提供可能日	③申込日～工事完了日
アクセスライン	端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））	[redacted]			
	端末回線伝送機能　第６欄ア（加入ダークファイバ（シングルスター方式））				
	端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳するもの）（ＤＳＬ（ラインシェアリング））		－	手続なし	－
	端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳しないもの）（ＤＳＬ（ドライカッパ））		－	手続なし	－
	端末回線伝送機能（１０項協定によるもの）（電話（ドライカッパ））		1	手続なし	24
	端末回線伝送機能　第３欄（接続専用線）			手続なし	
	端末回線伝送機能　第９欄（ＮＧＮイーサ）			手続なし	
	端末回線伝送機能　第７欄（ＩＮＳキャリアズレート）			手続なし	

	一般光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）					
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）			手続なし	手続なし	
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線				
		分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）		手続なし	手続なし	
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）					
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続				手続なし	手続なし
事前手続	第２１条（接続申込み）に規定する手続				手続なし	手続なし
事前手続	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）			手続なし	手続なし	
事前手続	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし	
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			13	手続なし	手続なし
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続				手続なし	手続なし
電柱添架	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続				手続なし	手続なし
情報開示	ホームページ	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	12	手続なし	手続なし	手続なし
情報開示	ホームページ	第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末	0	手続なし	手続なし	手続なし

		回線の取扱い）第２項に規定する手続				
		第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	54	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	85	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	735	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	2	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	7,113	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続（接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	[redacted]		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続（電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続（ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続（当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続（光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続			手続なし	手続なし

		（光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	[redacted]		
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続（光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続（光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続（一般光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続（特別光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続（その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）		手続なし	手続なし
		第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続		手続なし	手続なし
		第６８条（手続費の支払義務）第１項第３０号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調		手続なし	手続なし

		査）	[redacted]		
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の全ての電柱等設備に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークフ		手続なし	手続なし

		ファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	[redacted]		
	個別開示（無償）	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続き		手続なし	手続なし

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

・他社から２０１１年１１月３０日以降に申込まれ、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの期間に完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期

・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続			条件規定条文	
アクセスライン	端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））		ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
			イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	端末回線伝送機能　第６欄ア（加入ダークファイバ（シングルスター方式））		ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内） ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
			イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）		ア	第３４条の２ （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
			イ	第３４条の２ （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・回答日から提供可能日（回答から１ヶ月半以内）
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）		第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）	
	特別光信号中継伝	波長分割多重回線	ア	第３４条の７ （特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）

	送機能	分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）	イ	第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）			第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日（両端の設備が確定した日から１ヶ月半以内）
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続			第１３条 （事前調査の回答） ・申込日から回答日 （１．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から１ヶ月以内） （２．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、４ヶ月以内）
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）			第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続			第３８条 （標準的接続期間） ・開発に着手した日から工事完了日（開発に着手した日から１年以内）
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間以内） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から１ヶ月以内）
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月半以内）
電柱添架	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続			第１０条の１３ （電柱添架の申込み） ・申込みの到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月以内）

情報開示	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間以内） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から１ヶ月以内） （３．上記１．２以外の場合は、申込から１ヶ月半以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の１０ （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）	第９９条の３ （ＤＳＬ回線等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から３営業日以内）
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第９９条の６ （光回線設備等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

別添資料９－２

（東）電気通信事業法施行規則　第 22 条の 11 第３号トに基づく報告
（電気通信事業法施行規則　第 22 条の 10 第 12 号＜当社手続＞関連）

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

・当社設備部門以外の部門から２０１１年１１月３０日以降に申し込まれ、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数（①申込日（※１）～回答日（※２）、②申込日～提供可能日（※３）、③申込日～工事完了日（※４））

※１　当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。

※２　当社設備部門が提供可能日等（事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を用いることの可否等）を回答した日。なお、接続約款第２１条（接続申込み）に規定する手続に準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。

※３　最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。なお、中継ダークファイバについては、当該設備を用いることが可能となる最長日とする。

※４　第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。

※５　情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等		件数	平均日数		
			①申込日～回答日	②申込日～提供可能日	③申込日～工事完了日
アクセスライン	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ）（端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	フレッツ光ネクスト（ビジネスタイプ）（端末回線伝送機能　第６欄ア）				
	フレッツ光ネクスト（マンションタイプ）（端末回線伝送機能　第６欄ア）				
	フレッツ・ＡＤＳＬ（利用回線型）（端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳するもの））		－	手続なし	－
	フレッツ・ＡＤＳＬ（契約者回線型）（端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳しないもの）		0	手続なし	－
	加入電話・ＩＮＳネット６４（端末回線伝送機能（１０項協定によるもの））		0	手続なし	24
	一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、ＡＴＭ専用サービス（端末回線伝送機能　第３欄）		[redacted]	手続なし	[redacted]

	端末回線伝送機能　第９欄に相当する当社サービス （端末回線伝送機能　第９欄）			手続なし	手続なし	手続なし
	ＩＮＳネット１５００ （端末回線伝送機能　第７欄）				手続なし	
	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）					
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）			手続なし	手続なし	手続なし
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線		手続なし	手続なし	手続なし
		分波光変換装置 （ＷＤＭパッケージ）		手続なし	手続なし	手続なし
	光信号局内伝送路 （局内ダークファイバ）			手続なし	手続なし	手続なし
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続				手続なし	手続なし
	第２１条（接続申込み）に規定する手続				手続なし	手続なし
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）			手続なし	手続なし	
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし	
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			―	手続なし	手続なし
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
電柱添架	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続			手続なし	手続なし	手続なし
情報開	ホーム	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	12	手続なし	手続なし	手続なし
		第３４条の１３（複数年段階料	0	手続なし	手続なし	手続なし

		金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続				
		第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	54	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	85	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	735	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	2	手続なし	手続なし	手続なし
		第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	7,113	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続（接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	[redacted]		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続（電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続（ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続（当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続（光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）			手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続（光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端す			手続なし	手続なし

		る箇所の位置）			
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続（光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続（光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続（一般光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続（特別光信号中継回線の提供可能時期）		手続なし	手続なし
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続（その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）		手続なし	手続なし
		第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続		手続なし	手続なし
		第６８条（手続費の支払義務）第１項第３０号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に		手続なし	手続なし

		係る情報の提供）第３項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）	[redacted]		
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の全ての電柱等設備に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）		手続なし	手続なし
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）		手続なし	手続なし
	個別開示（無償）	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
		第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし

	個別開示（有償）	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続き	[redacted]	手続なし	手続なし

◎納期に着目した条件の概要

・当社設備部門以外の部門から２０１１年１１月３０日以降に申込まれ、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの期間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期

・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		準ずる接続約款の条件	
アクセスライン	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ）（端末回線伝送機能第２欄又は第６欄イ）	ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト（ビジネスタイプ）（端末回線伝送機能第６欄ア）	ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内） ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
		イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内） ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト（マンションタイプ）（端末回線伝送機能第６欄ア）	ア	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		イ	第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・申込日から提供可能日（申込から１ヶ月以内）
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）	ア	第３４条の２ （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		イ	第３４条の２ （一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・回答日から提供可能日（回答から１ヶ月半以内）

	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）		第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）	
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア	第３４条の７ （特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）
		分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ）	イ	第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）		第３４条の４ （光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み） ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日（両端の設備が確定した日から１ヶ月半以内）	
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続		第１３条 （事前調査の回答） ・申込日から回答日 （１．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から１ヶ月以内） （２．当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、４ヶ月以内）	
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続（ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）		第３８条 （標準的接続期間） ・個別建設契約締結から工事完了日（個別建設契約締結から１年以内）	
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続		第３８条 （標準的接続期間） ・開発に着手した日から工事完了日（開発に着手した日から１年以内）	
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続		第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から１ヶ月）	

管路・とう道		第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	第１０条の３ （相互接続点の調査及び設置申込み） ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月半以内）
電柱添架		第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続	第１０条の１３ （電柱添架の申込み） ・申込みの到達した日から回答日までの期間（申込から１ヶ月以内）
情報開示	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第１０条の２ （事前照会） ・　申込日から回答日 （１．周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から２週間以内） （２．相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から１ヶ月以内） （３．上記１．２以外の場合は、申込から１ヶ月半以内）

		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から６週間以内）
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第１０条の２ （事前照会） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の１０ （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み） ・申込日から回答日（申込から３週間以内）

		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関する調査）	第９９条の３ （ＤＳＬ回線等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から３営業日以内）
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第９９条の６ （光回線設備等に係る情報の提供） ・申込日から回答日（申込から２週間以内）

別添資料１０

（東）電気通信事業法施行規則　第 22 条の 11 第３号チに基づく報告

◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果

・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続を「当社手続」という。

	対象手続		監視の結果
	他社	当社	
アクセスライン	端末回線伝送機能　第２欄又は第６欄イ（加入ダークファイバ（シェアドアクセス方式））	フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）（ファミリータイプ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９４%、イ（申込日～提供可能日）は９７%となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９１%、イ（申込日～提供可能日）は９０%となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で当社設備部門の検証を実施した。 　他社手続は、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、当社手続は①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能

			日）は[redacted]日となっているが、申込手続について、工事日即決手続と工事日非即決手続の異なる２つの手続があるため、さらに同じ手続同士で検証を実施した。 工事日即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００%、イ（申込日～提供可能日）は９９%となっている。 当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００%、イ（申込日～提供可能日）は９５%となっている。 工事日非即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は８７%、イ（申込日～提供可能日）は９６%となっている。 当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は５９%、イ（申込日～提供可能日）は７３%となっている。 この結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。 ※工事日即決手続：申込時に工事日を予約する手続、非即決手続：申込後の提供可能時期回答後に工事日を予約する手続。
	端末回線伝送機能　第６欄ア （加入ダークファイバ（シングルスター方式））	フレッツ光ネクスト（ビジネスタイプ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回

			答日）は８４％、イ（申込日～提供可能日）は８６％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は９０％、イ（申込日～提供可能日）は９３％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能　第４欄（電話重畳するもの）（ＤＳＬ（ラインシェアリング)）	フレッツ・ＡＤＳＬ（利用回線型）	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。
	端末回線伝送機能　第４欄(電話重畳しないもの）（ＤＳＬ（ドライカッパ)）	フレッツ・ＡＤＳＬ（契約者回線型）	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。
	端末回線伝送機能（１０項協定によるもの）（電話（ドライカッパ)）	加入電話･ＩＮＳネット６４	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は１日、③（申込日～工事完了日）は２４日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は０日、③（申込日～工事完了日）は２４日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客

			様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能　第３欄 （接続専用線）	一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、ＡＴＭ専用サービス	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末回線伝送機能　第９欄 （ＮＧＮイーサ）	端末回線伝送機能第９欄に相当する当社サービス	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
	端末回線伝送機能　第７欄 （ＩＮＳキャリアズレート）	ＩＮＳネット１５００	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。
	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）	一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。

			・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％、イ（申込日～提供可能日）は９８％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）･加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能･中継交換機能･中継伝送機能 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）	端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能･市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）	特別光信号中継伝送機能（波長分割多重回線）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted]

			・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	特別光信号中継伝送機能（分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ)）	特別光信号中継伝送機能(分波光変換装置（ＷＤＭパッケージ))	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）	光信号局内伝送路（局内ダークファイバ）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日、②（申込日～提供可能日）は[redacted]日、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率について、回答日～工事完了日は６６％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
事前手続	第１１条（事前調査の申込み）及び第１３条（事前調査の回答）に規定する手続	第１１条(事前調査の申込み)及び第１３条（事前調査の回答)に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。

			・手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第２１条（接続申込み）に規定する手続	第２１条（接続申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①（申込日～回答日（承諾日））は[redacted]日となっている。 ・手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）	第２３条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する手続 （ＧＣ／ＩＣ接続用伝送路及びＷＤＭパッケージを除く）	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は４１％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	第３０条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回

			答日）は０％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることであることを確認した。
コロケーション	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は１３日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることであることを確認した。
管路・とう道	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第１０条の４（相互接続点の設置）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

電柱添架	第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続		第１０条の１３（電柱添架の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
情報開示	ホームページ開示（無償）	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	第９条（当社の接続対象地域）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続	第３４条の１３（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第２項に規定する手続	・他社手続は、実績が無かった。 ・当社手続は、実績が無かった。
		第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	第９９条の２（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	第９９条の４（ＤＳＬ回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	第９９条の７（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

		第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	第９９条の８（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	第９９条の１１（ＩＳＰ接続用ルータに係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	個別開示（有償）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	第１０条の２（事前照会）第２項第１号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	第１０条の２（事前照会）第２項第２号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び	第１０条の２（事前照会）第２項第３号に規定する手続 （ＭＤＦの位置、ＭＤＦの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted]

		未利用端子数）		・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	第１０条の２（事前照会）第２項第４号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	第１０条の２（事前照会）第２項第５号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）	・他社手続は、申込から回答までの日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は９８％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	第１０条の２（事前照会）第２項第６号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置）	・他社手続は、申込から回答までの日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は９９％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	第１０条の２（事前照会）第２項第７号に規定する手続 （光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第１０条の２（事	第１０条の２（事前照	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい

		前照会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	会）第２項第８号に規定する手続 （光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失）	て、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２（事前照会）第２項第９号に規定する手続 （一般光信号中継回線の提供可能時期）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	第１０条の２（事前照会）第２項第１０号に規定する手続 （特別光信号中継回線の提供可能時期）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	第１０条の２（事前照会）第２項第１１号に規定する手続 （その他様式に記載する必要がある事項に係る情報）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

		第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）及び第３４条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	第３４条の１０（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は９０％となっている。 　手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 　また、当社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は４０％となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
		第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続	第５２条（協定事業者の切分責任等）第３項に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第６８条第１項第３０号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	第６８条第１項第３０号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごと	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（ＤＳＬ回線ごとの線路条件等に関	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

		の線路条件等に関する調査）	する調査）	
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（き線点情報に関する調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査	第９９条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第１項に規定する手続（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は１００％となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第２項に規定する手続（光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（配線ブロック調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第１号に規定する手続（配線ブロック調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の全ての電柱等設備に係る情報の調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第２号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の全ての電柱等設備に係る情報の調査）	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第３項第３号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]

		第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	第９９条の６（光回線設備等に係る情報の提供）第４項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
	個別開示（無償）	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続	第９９条の９（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
		第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続	第９９条の１２（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続	・他社手続は、[redacted] ・当社手続は、[redacted]
	個別開示（有償）	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	第９９条の１３（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は[redacted]日となっている。 ・当社手続は、[redacted] ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

別添資料　１１

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル（2）①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル（2）①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル（2）②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2011.11.30
兼務の禁止 【ル（2）③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2026.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル（2）④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 （接続関連情報適正利用管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
居室の分離 【ル（2）⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 ※ （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	2026.3.31
教育研修の実施 【ル（2）⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.22～2026.2.12
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
システム利用権限の管理 【ル（2）⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	2025.4.24～2025.7.31 2025.7.28～2025.10.31 2025.10.28～2026.1.30 2026.1.27～2026.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル（2）⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施 ※	
委託先管理 【ル（2）⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施 ※	

※については、一部リモート実査により、その遵守状況を確認

別添資料　１１

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第２２条の１１　３号関連）

社名：NTTタウンページ株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル（２）①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル（２）①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.8.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル（２）②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2011.11.30
兼務の禁止 【ル（２）③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2026.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル（２）④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 （接続関連情報適正利用管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
居室の分離 【ル（２）⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	2026.3.31
教育研修の実施 【ル（２）⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.15～2026.1.20
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.1～2026.3.31
システム利用権限の管理 【ル（２）⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	2025.4.24～2025.7.31 2025.7.28～2025.10.31 2025.10.28～2026.1.30 2026.1.27～2026.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル（２）⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル（２）⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

別添資料　１１

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：テルウェル東日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル（2）①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結：2011.11.30 改定：なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル（2）①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定：2011.11.30 改定：2025.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル（2）②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2011.11.30
兼務の禁止 【ル（2）③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2026.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル（2）④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 （接続関連情報適正利用管理者：取締役総務人事部長）	2011.11.30
居室の分離 【ル（2）⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	2026.3.31
教育研修の実施 【ル（2）⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.2.5～2026.2.6
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
システム利用権限の管理 【ル（2）⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	2025.4.24～2025.7.31 2025.7.28～2025.10.31 2025.10.28～2026.1.30 2026.1.27～2026.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル（2）⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル（2）⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

別添資料　11

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

（省令　第22条の11　3号関連）

社名：NTT印刷株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル（2）①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結：2014.10.1 改定：なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル（2）①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定：2014.10.1 改定：2025.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル（2）②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2014.10.01
兼務の禁止 【ル（2）③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2026.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル（2）④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 （接続関連情報適正利用管理者：代表取締役社長）	2011.11.30
居室の分離 【ル（2）⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 （居室数：[redacted]、ゲート数：[redacted]）	2026.3.31
教育研修の実施 【ル（2）⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2026.1.19～2026.1.23
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数：[redacted]名（実施率：100%）	2025.10.4～2026.3.31
システム利用権限の管理 【ル（2）⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	2025.4.24～2025.7.31 2025.7.28～2025.10.31 2025.10.28～2026.1.30 2026.1.27～2026.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル（2）⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル（2）⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	